

医科点数表等に規定する回数を超えて診療（別に厚生労働大臣が定めるもの）を希望する患者様へのお知らせ

平成17年10月から「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 掲示事項等」等が一部改正され、医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものにかかる療養費について、健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払いいただくこととなりましたので、お知らせいたします。

記

1 名称

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの利用料

2 対象診療内容、料金（消費税込み）及び算定する基準

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（I） 1単位につき 2,700円
- ・廃用症候群リハビリテーション料（I） 1単位につき 1,980円
- ・運動器リハビリテーション料（I） 1単位につき 2,040円
- ・呼吸器リハビリテーション料（I） 1単位につき 1,930円

患者様1人につき1日6単位（1単位＝20分）を超えて行った場合（別に厚生労働大臣が定める患者様については1日9単位）

それぞれの療法の算定日数上限を超えた14単位目以降の場合

3 実施するための必要条件

上記の診療を行うためには、患者様からの実施の申し出により、患者様の治療に対する意欲を高める必要がある場合に該当するかを医師が判断し、実施することが必要と認められた場合であって、患者様から実施についての同意を文書でいただくことが必要となります。

※ ご不明な点は、事務局窓口でお尋ねください。

令和4年5月1日 協立病院